

品川区新庁舎整備庁内検討委員会設置要綱

制定 令和7年11月21日 区長決定
要綱第230号

(設置)

第1条 新庁舎の整備について、全庁的に取り組み、必要な事項の検討および調整を行うため、品川区新庁舎整備庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討または調整を行い、その結果を取りまとめ、区長に報告する。

- (1)新庁舎における区民サービスに関すること。
- (2)新庁舎における執務環境に関すること。
- (3)新庁舎への移転に関すること。
- (4)新庁舎の工事（本体工事を除く関連工事をいう。）に関すること。
- (5)新庁舎の区民交流スペースに関すること。
- (6)前各号に掲げるもののほか、新庁舎の整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、区長室を担任する副区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、区長室長および新庁舎整備担当部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 前項に定めるもののほか、委員長が指名する職員を委員とすることができる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときまたは委員長が欠けたときはあらかじめその指名する副委員長が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、または意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、その所掌事務を分掌させるため、部会を置く。

- 2 部会の委員（以下「部会員」という。）は、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する部会員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。

5 部会長は、部会における調査検討の経過および結果を委員会に報告する。

(専門部会)

第6条 委員会は、部会に付託された事項について調査検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、部会長が関係職員のうちから指名する。

3 専門部会に専門部会長を置き、部会長の指名する部会員がこれに当たる。

4 専門部会長は、専門部会を招集し、専門部会の会務を総理する。

5 専門部会長は、専門部会における調査検討の経過および結果を部会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、区長室新庁舎整備課において処理する。

2 部会および専門部会の庶務については、区長室新庁舎整備課および部会または専門部会に所属する課において、共同して処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

役職	職名
委員長	区長室を担任する副区長
副委員長	区長室長 新庁舎整備担当部長
委員	企画経営部長 地域振興部長 文化観光スポーツ振興部長 子ども未来部長 福祉部長 健康推進部長 都市環境部長 防災まちづくり部長 会計管理者 教育委員会事務局教育次長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長 区議会事務局長